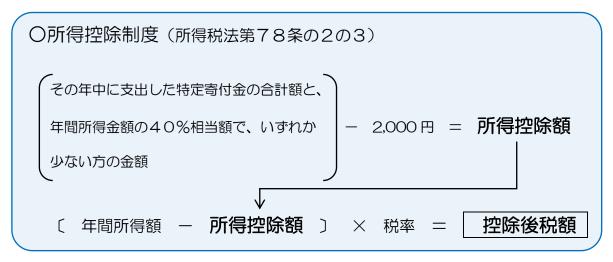
◆寄付金に係る所得控除制度・税額控除制度について◆

鳥取県社会福祉協議会は鳥取県より令和3年5月31日に「税額控除対象法人」としての証明を受けました。

証明日以降の鳥取県社会福祉協議会への寄付者は、従来の「所得控除制度」に加え、「税額控除制度」のいずれか有利な方を選択し、控除の適用を受けることができます。



○税額控除制度(租税特別措置法第41条の18の3)

〔租税控除対象寄付金(*1) -2,000 円〕 $\times 40$ % = **税額控除額**(*2)

税額 一 税額控除額 = 控除後税額

- ※1 税額控除対象法人への寄付金。寄付金支出額が総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には40%に相当する額が税額控除対象寄付金となります。
- ※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

控除適用を受けるには

- ○所得控除制度・・・鳥取県社会福祉協議会発行領収書を添え、確定申告
- ○税額控除制度・・・鳥取県社会福祉協議会発行領収書および税額控除に係る証明書の 写しを添え、確定申告

※税額控除に係る証明書の写しは領収書裏面に印刷しております

詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

※団体での払込により、各個人への領収書の発行を希望する場合は、別添「「鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援資金事業」寄附金に係る領収書申請書(団体用)」を鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部までお送りください。